

平成26年第4回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年12月9日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	

欠席議員（1名）

20番 稲岡正一

会議録署名議員

9番 江澤信明 10番 松永涉

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 川井剛	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	庁舎建設局長 出口芳博
教育次長 吉田一夫	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三木利彦	健康福祉部次長 高島輝人
産業経済部次長 妹尾明	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 七條和子	土成支所長 新見正美
市場支所長 宮本哲男	会計管理者 坂東重夫
財政課長 石川久	水道課長 大川広幸

農業委員会局長 高橋 弘 一

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均 事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

- 日程第 1 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 日程第 3 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 2 号）につ
いて
- 日程第 4 議案第 6 9 号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第 5 議案第 7 0 号 阿波市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一
部改正について
- 日程第 6 議案第 7 1 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 2 号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第 8 議案第 7 3 号 阿波市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例
の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 4 議案第 7 9 号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 8 1 号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 8 2 号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 8 3 号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 8 4 号 板野郡西部学校給食組合の解散について
- 日程第 2 0 議案第 8 5 号 板野郡西部学校給食組合の解散に伴う財産処分について

- 日程第 2 1 請願第 1 号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める請願
(日程第 1 ～日程第 2 1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 2 発議第 6 号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について
- 追加日程第 1 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 3 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

- 日程第 1 議案第66号 平成26年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 2 議案第67号 平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第68号 平成26年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第69号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第70号 阿波市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第71号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第72号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第73号 阿波市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第74号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第75号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第76号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第77号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第78号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第79号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第80号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第81号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について

日程第 17 議案第 82 号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について

日程第 18 議案第 83 号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について

日程第 19 議案第 84 号 板野郡西部学校給食組合の解散について

日程第 20 議案第 85 号 板野郡西部学校給食組合の解散に伴う財産処分について

日程第 21 請願第 1 号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める請願

○議長（木村松雄君） 日程第 1、議案第 66 号平成 26 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）についてから日程第 21、請願第 1 号「手話言語法（仮称）」の制定を求める請願までの計 21 件を一括して議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長森本節弘君。

○総務常任委員長（森本節弘君） 議長のご指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 12 月 2 日、委員 7 名が出席して会議を開き、付託されました議案第 66 号平成 26 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）所管部分について、議案第 69 号阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 70 号阿波市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 71 号阿波市国民健康保険条例の一部改正についての市長提出議案 4 件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以下、審査の過程でありました質疑等の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第 66 号平成 26 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）所管部分について、企画総務部関係では、委員から、交流防災拠点施設管理費の光熱水費 434 万 8,000 円について質疑がありました。理事者より、電気料金の正確な積算は非常に難しいものではあるが、新庁舎と交流防災拠点施設をあわせた電気料金として、年間総額で 4,500 万円と想定している。新庁舎と交流防災拠点施設の電気料金の案分率は、新庁舎が 65 から 70%、交流防災拠点施設が 30 から 35% と想定しており、電気料金年間総額 4,500 万円を案分し、25 年度残り 3 カ月分として予算計上したとの答弁でした。

市民部関係では、議案第 71 号阿波市国民健康保険条例の一部改正について、理事者か

ら、出産育児一時金の支給額について、出産時における事故等の補償である産科医療補償制度掛金を3万円から1万6,000円に引き下げる決定と、出産一時金の総額は42万円を維持する決定がされたため、出産一時金の基本額を39万円から40万4,000円に変更すると説明がありました。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村松雄君） 以上で報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長樫原賢二君。

○文教厚生常任委員長（樫原賢二君） 議長のご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査結果と経過をご報告申し上げます。

本委員会は、12月3日、委員7名が出席し会議を開き、付託されました議案第66号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について、議案第67号平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第72号阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の制定について、議案第74号吉野地域福祉センターの指定管理者の指定についてから議案第82号阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定についてまでの9件、議案第84号板野郡西部学校給食組合の解散について、議案第85号板野郡西部学校給食組合の解散に伴う財産処分について、以上14議案について、関係部署より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、提出議案は全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、請願第1号「手話言語法（仮称）」の制定を求める請願について、慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以下、審査の過程でありました質疑の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

市民部関係では、理事者より、衛生費の上水道整備費繰出金1億6,689万3,000円の増額補正について、これは市場高区配水池築造事業及び土成連絡配水管布設事業に対し、合併に伴い発生する増嵩経費2分の1を一般会計から水道事業会計へ繰り出すもので、歳入財源としては、上水道事業一般会計出資債であるとの説明がありました。

健康福祉部関係では、委員より、一条地区幼保連携施設整備事業について、現在における工事の進捗状況と、来年4月開始の幼保連携への準備状況について質疑があり、理事者より、一条地区幼保連携施設新築工事の進捗率は11月末現在72.2%で、予定どおり11月末には完成予定である。4月からの幼保連携型認定こども園の開園に向けては、教育委員会と健康福祉部で協議や事務調整を重ねている。入所受け付けについては、11月4日から受け付けを開始しており、ほとんどの方が入所受け付けを完了している状況であるとの答弁でありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（木村松雄君） 以上で報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長樫原伸君。

○産業建設常任委員長（樫原 伸君） 議長のご指名がございましたので、産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月4日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第66号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についての所管部分、議案第68号平成26年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第73号阿波市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第83号土柱休養村センターの指定管理者の指定について、以上の市長提出議案4件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第66号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についての所管部分に関してですが、産業経済部関係で、農林水産業費に計上されている農業振興費や農業委員会費等の予算に関しさまざまな質疑が出されました。委員から、経営体育成支援事業費助成金事業について、どういう事業内容か質疑がありました。理事者からは、本年8月の台風

11号で被災した農業用ビニールハウスや農業機械の修繕などに対する支援で、国10分の3、県10分の2、市10分の2の7割補助である。助成に当たっては、耐用年数の制限など要件が決まっており、対象件数は20件となっている。この事業のほか、県単独地域農業振興対策事業で5件、合計25件が台風被害の支援事業であるとの答弁がありました。

また、委員から、歳入のもうかる農業サポート事業補助金はどういうものか質疑がありました。理事者からは、補助金は歳出の農家台帳のシステム整備に充当する。このシステムの整備により、将来的にはインターネットを利用して、市民が自宅などで自分の土地の地目や面積を調べることができるようになるとの答弁がありました。さらに、委員から、このシステム整備をどう活用するのかとの質疑があり、理事者から、これまで耕作放棄地や遊休農地の実地調査は行ってきたが、なかなか指導まではできていなかった。このシステムを利用して、農地の集積や遊休農地の活用に取り組みたいとの答弁がありました。

議案第83号土柱休養村センターの指定管理者の指定についてに関しては、委員から、指定管理者の指定にあたっては審査をしていると思うが、継続する場合に事業実績、事業計画、利益などをどう考えているかとの質疑がありました。理事者からは、利用者については、指定管理を始めた平成24年度が約6万7,000人、平成25年度には約6万9,000人、平成26年度は年度途中であるが前年度比約1,000人の増である。来年度以降は7万2,000人程度を目標としている。利益については、毎年赤字であったが来年度以降黒字になる見込みである。また、指定管理者は、土柱の湯周辺にバーベキューハウスやキャンプ場をつくるなど、本施設と一体的な整備を行っているとの答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第66号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についてから議案第68号平成26年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの補正予算3件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第68号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議案第73号阿波市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの5件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第73号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号吉野地域福祉センターの指定管理者の指定についてから議案第83号土柱休養村センターの指定管理者の指定についてまでの10件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第83号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号板野郡西部学校給食組合の解散についてから議案第85号板野郡西部学校給食組合の解散に伴う財産処分についてまでの2件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第85号までは原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号「手話言語法（仮称）」の制定を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択されました。

~~~~~

日程第22 発議第6号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について

○議長（木村松雄君） 次に、日程第22、発議第6号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

17番香西和好君。

（19番 三浦三一君 退席 午前10時21分）

○17番（香西和好君） おはようございます。

ただいま議長から許可をいただきましたので、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）を朗読いたしまして、説明とさせていただきます。

手話とは、音声ではなく手、指や顔の表情、体の動きを使う独自の語じょうや、音声言語の日本語とは異なる言語体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきた。しかしながら、1880年にイタリア、ミラノで開催された世界ろう教育会議において、聾学校では手話が禁止されろう者や手話が差別、偏見の対象にされてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。同条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及することのできる環

境整備に向け、国において「手話言語法（仮称）」の制定が必要であると考える。

よって、国においては「手話言語法（仮称）」を制定されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月9日、徳島県阿波市議会。

提出先におきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） これで討論を終結いたします。

発議第6号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書についてを採決いたします。

発議第6号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認め、よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま市長から諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

**追加日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

○議長（木村松雄君） 追加日程第1、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日追加提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

平成27年3月31日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任につきまして、法務大臣に対し次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所につきましては、阿波市市場町大野島字江ノ島143番地6、氏名、住友善治、生年月日は昭和19年10月19日でございます。

住友氏につきましては、温厚誠実な人柄で、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として適格者であると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

任期は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第23 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（木村松雄君） 日程第23、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からご挨拶がございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 平成26年第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、平成17年4月に阿波市が誕生し、はや10年が経過しようとしております。これまで本議場におきまして、市政発展のためにさまざまなご意見、ご提案を賜り、市民のための市政運営に努めてまいったところでありますが、いよいよ新庁舎も完成の運びとなり、この議場ともお別れの日が来たことにつきまして、感慨深いものを感じる次第であります。

来る12月20日には、阿波市制施行10周年記念式典及び総合落成式を挙行することといたしており、議員各位はもとより、多くの市民の方々とともに新しい庁舎及び交流防災拠点施設アエルワの完成を祝いたいと考えております。また、新年からは新しい庁舎におきまして、市民サービスのさらなる向上を目指し、職員一同、気持ちを新たにし業務に励んでまいりたいと考えております。市議会の皆様におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますよう切にお願いいたします。

さて、今議会は11月18日に開会以来、本日まで22日間の長期にわたりまして慎重なご審議を賜り、提出いたしました各議案等につきましても、全て原案どおりご決定いただき、まことにありがとうございました。今議会において賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては十分に検討し、今後の市政の運営に生かしてまいりたいと考えております。

本格的な冬となりますが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意され、引き続き市政発展のため格別のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第4回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前10時33分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員